

「間接侵害」に関する検討経過報告

平成 22 年 1 月 20 日

司法救済ワーキングチーム

1. 問題の所在及び検討経緯

今期の法制問題小委員会司法救済ワーキングチーム（以下「本WT」という。）では、いわゆる「間接侵害」に係る課題の検討を中心として行ってきた。

本課題は、著作物等の利用につき自ら（物理的に）利用行為をなす者以外の者が、どのような場合に著作権法上の責任を負うのか（差止めの相手方となるのか）が法律上必ずしも明確ではないことから、その範囲をどのようにとらえるべきか、関係事例の司法判断の状況等を踏まえ、立法的対応の必要性等について検討が求められているものである。

間接侵害を巡る状況としては、近年の情報通信技術の発展により、インターネット等を利用した著作物の創作・流通が活発になったことに伴う著作権法上の課題の指摘が数多く見られるようになっており、裁判例においても、従来のカラオケスナックの経営者などのような著作物の直接的利用者を物理的に支配下におく者に対して侵害主体性を認めるケースに加えて、インターネット等を活用して提供される新たなサービスを巡ってその提供者に対する民事的請求が行われるケースも増加している。

このような状況に対応して、著作権者の立場から、権利行使が可能な範囲を法律上明確化すべきとの従来からの要請に加えて、利用者側の立場から、著作権法上の責任を負わない範囲を明確化すべきとの要請が強まっている。

本WTでは、本課題について、これまで国内外の関係法令及び関係裁判例の分析を基に法的対応の是非等について検討を行ってきたが、上記のように間接侵害を巡る状況は刻々と変化してきていることから、平成 21 年 1 月の著作権分科会報告書では、近年の裁判例の分析等を深める必要性について言及され、望ましい制度設計のあり方について総合的な検討を行うことが求められている。また、知的財産戦略本部の策定した知的財産推進計画 2009 においても、本課題について検討が求められている。

2. 検討経過

今期のワーキングチームにおいては、まず、1. で記した状況を踏まえ、これまでの議論の内容を再度確認するとともに、最近の関係裁判例のうち本検討に重要な意義を有すると考えられるものとして、ロクラクⅡ事件本訴控訴審（知財高判 H21. 1. 27）、ウィニー刑事事件控訴審（大阪高判 21. 10. 8）、ブレイク TV 事件（東京地判 H21. 11. 13）及び関連する米国の裁判例（Cablevision Systems 事件）等について分析を行った。

また、(a) 差止相手方は直接侵害者に限定されず、一定の範囲の間接侵害者（間接的関与者）も、差止相手方となり得る（直接侵害者非限定説）かどうか、(b) 間接侵害成立については直接侵害成立が前提となる（従属説的）かどうかの 2 点を中心的な分析軸とした上で、法制化を行うこととした場合に、①いわゆる間接侵害と従前されてきた事例について、著作権法上、直接的な侵害者と評価すべきケースと間接的な侵害者と評価す

べきケースを適切に分類していくことにつき議論を深めていき、直接侵害とされるケースの具体化・明確化に向けて整理を行い、他方、②間接侵害と分類されるケースについては、(i)提供する物及びサービスが著作権侵害の用に供される蓋然性等、(ii)提供する物及びサービスによる権利侵害の発生（又はその蓋然性）の認識の有無等、(iii)侵害発生防止のための合理的措置の有無等、といった要素を考慮対象とした上で、それらの組み合わせを考えつつ、それぞれの場合に想定される論点について整理を行った。

3. 今後の方向性

2. で示したとおり、今期は、最近の裁判例の分析及び考えられる制度設計の選択肢を幅広く検討し、論点の整理を行ってきた。関係裁判例の動向については、主要な事件の司法判断が確定していないものが多くその動向は注視する必要があるが、一方で、本課題については早急な対応が求められているとの社会状況にも十分留意しながら、引き続き検討を進めていくこととする。

具体的には、今期に引き続いて、考えられる制度設計について理論的分析を深めるとともに、関係者の意見聴取等によりその実態把握を行った上で、考えられる制度設計について検討を行う。加えて、これと並行して、当該制度により実現される状況と過去の関係裁判例における判断の内容がどのように対応することになるのかといった点について整理し、また、現行の著作権法体系への影響等の他の論点についてもあわせて検討することとし、これらを通じて可及的速やかに一定の結論を得ることを目指して最大限の努力を傾けたい。

【参考】

◆ 開催状況

- 第1回 平成21年 7月23日 (木)
- 第2回 平成21年11月26日 (木)
- 第3回 平成21年12月16日 (水)
- 第4回 平成22年 1月 7日 (木)

◆ チーム員名簿

座 長 大 淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

座長代理 山本 隆司 弁護士

上野 達弘 立教大学法学部准教授

奥邨 弘司 神奈川大学経営学部准教授

茶園 成樹 大阪大学大学院高等司法研究科教授

平嶋 竜太 筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授

前田 陽一 立教大学大学院法務研究科教授

(以上7名)